

令和4年12月14日成田市条例第24号

成田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(手数料)

第3条 開示請求に係る保有個人情報の閲覧又は視聴に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の交付を受けるものは、別表に定める手数料を納付しなければならない。

(納付等)

第4条 手数料は、法第87条第1項の規定による開示の実施の際に納付しなければならない。

2 手数料の納付後において、請求事項を変更し、又は取り消しても、既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(審査会への諮問)

第6条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、成田市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、市の機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表

保有個人情報の種類	開示の実施の方法	金額
文書，図画及び電磁的記録	写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）（単色刷り）の交付	1枚につき 10円
	写し（多色刷り）の交付	1枚につき 20円
電磁的記録	電磁的記録媒体（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付	電磁的記録媒体に複写したものの交付に係る実費相当額を限度として規則で定める額

備考

- 1 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しを交付する場合は，日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。ただし，これを超える規格の用紙を用いた場合の保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しの枚数は，日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しを交付する場合において，用紙の両面に印刷又は出力をするときは，片面を1枚として算定する。
- 3 電磁的記録媒体に複写したものを交付する場合において，市の機関が適当と認める電磁的記録媒体を開示請求者が持参したときは，無料とする。